議論要旨(3) 収益認識専門委員会における検討状況（IASB 公開草案対応）について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日の委員会でも前回に引き続き、IASB の公開草案「顧客との契約から生じる収益」(以下 ED) に対するコメント（2010 年 10 月 22 日期限）について議論する旨が説明され、中條シニア・プロジェクト・マネージャーより、審議事項（3）に基づいて、ED の概要及び具体的なコメント案の内容に関する説明が行われた。

説明の後、委員等からの発言等は次のようなものであった。

・あるオブザーバーより、ディスカッションペーパーに比べ、ガイダンスの追加、工事進行基準への配慮など大幅な改善が見られたことを、コメントレターの冒頭で表明してはどうかとのコメントがあった。

・本基準案の遡及的適用に関して、ある委員より、理論的には理解できるが、産業界の実情を鑑みると、作成者に大きな負担がかかる可能性があるので、最終基準化にあたっては、実務的な遡及可能性を考慮した上での最終判断と、適用までの十分な準備期間が必要であることを表明すべきとのコメントがあった。
また、この件に関し、あるオブザーバーより、収益認識は基本的な財務情報であることから、実務的な懸念は理解できるが、過年度との比較可能性の観点から、遡及適用を行わないということは、財務諸表のユーザーにとっては許容できないのではないかとのコメントがあった。

・ある委員より、コメント案の中で顧客が支配を獲得している指標として示されている ED の第 30 項(a)～(d)については、第 31 項を見るとわかるように、限定列挙ではなく例示に過ぎないので、コメントレターの中ではこの事を意識した言い回しをする必要があるとのコメントがあった。

事務局から、以上の意見を踏まえて引き続きコメント案の検討を行う旨の回答があった。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。